

奈良県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により届出のあつた同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出について、高取町あらい正吾後援会から訂正の届出があつたので、平成二十年五月奈良県選挙管理委員会告示第十三号（政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年四月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

表高取町あらい正吾後援会の項中「岡田候人」を「岡田候人」に改める。